

1-2 総括安全衛生管理者

総括安全衛生管理者は、現場における安全衛生に関する業務を推進するために設けられた管理者で、安全衛生管理体制に関するすべてを統括する最高責任者です。ここでは、その業務と選任要件を学習します。

1 総括安全衛生管理者の業務

重要度 ★★

(1) 業務

総括安全衛生管理者が統括管理する業務は、次の通りです。

● 総括安全衛生管理者の業務

- ① 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。
- ② 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。
- ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ④ 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること。
- ⑤ 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- ⑥ 建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、または作業行動その他業務に起因する危険性、または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- ⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関すること。
- ⑧ 衛生管理者・安全管理者を指揮すること。

(2) 勧告

都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができます。

2 総括安全衛生管理者の選任

重要度 ★★★

総括安全衛生管理者は、事業場における工場長や店長など、その事業の実施を統括管理する者をもって充てなければなりません。また、総括安全衛生管理者は、安全衛生について経験を持っていなくても選任することができます。

事業者は、次の事業場の規模(常時使用する労働者数)と業種の区分に応じて、総括安全衛生管理者を1人選任しなければなりません。

▼選任要件

業種の区分		事業場の規模
区分A	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100人以上
区分B	各種商品小売業(百貨店等)、通信業、旅館業、ゴルフ場業等	300人以上
区分C	その他の業種(医療業、金融業、銀行等)	1,000人以上

※業種は主なもののみ記載。

3 総括安全衛生管理者の選任時期等

重要度 ★

(1) 選任時期

総括安全衛生管理者は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任しなければなりません。

(2) 選任の報告

事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、選任報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(3) 代理者の選任

事業者は、総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければなりません。

練習問題(○×問題)

- ① 総括安全衛生管理者は、事業場においてその事業の実施を統括管理する者またはこれに準ずる者をもって充てなければならない。

解答

- ① × 選択肢のような「準ずる者」という記述は誤りです。責任の所在を明確にするため、総括安全衛生管理者は、事業の実施について、実質的な統括権限と責任を有する者をもって充てる必要があります。

■ポイント

- ・それぞれの業種がどの区分に該当し、事業場の規模が何人以上で総括安全衛生管理者を選任しなければならないのか覚えておきましょう。